

軽ダンプトラック（リフトダンプ）仕様書

- 道路維持作業車
- 台数：1台
- 車両：軽貨物自動車（リフトダンプ）
- 駆動方式：4WD
- キャビン：標準キャブ
- 荷台：三方開
- ルーフ形状：標準ルーフ
- ダンプ方式：切替レバー式直押式（リモコン装備付）
- エンジン：ガソリン
- 変速機：マニュアルトランスミッション（5速以上）
- アウトリガー：手動式
- リアサスペンション：4枚リーフスプリング
- 車両寸法：全長3,400mm以下×全幅1,480mm以下×全高2,000mm以下
- 荷台内寸法：長さ1,900mm×幅1,380mm×高さ250mm 程度
- 最大積載量：350kg
- 乗車定員：2人
- 環境性能：H30排出ガス基準適合、H28年騒音規制適合
- 安全性能：衝突被害軽減装置、誤発進抑制制御、車線逸脱警報、EBD機能+ABS、車両安定制御
- 装備等：フォグランプ、間欠ワイパー、運転席・助手席SRSエアバックシステム、3点式ELRシートベルト、パワーステアリング、パワーウィンドウ、集中ドアロック、マニュアルエアコン、AM/FMラジオ、フロア張り・シート表皮（ビニールレザー）、サンバイザー（運転席・助手席）、ルームランプ、ドアバイザー（運転席・助手席）、スペアタイヤ、LED作業灯、ドライブレコーダー（DC-DR413相当）、後退警報装置、三角停止板、金属製タイヤチェーン（純正）（4本）、歯止め（一組）、牽引フック（フロント）、金属製ルーフキャリア（純正品）、荷台マット（厚さ7mm）（純正品）、スロープ式平シート（純正品）
- 諸費用：法定費用（検査登録手数料費用・リサイクル法関連費用・保管場所の届出手続費用）
代行費用（検査登録手数料代行費用・保管場所の届出手続代行費用・納車手数料費用）
- 車体色：道路維持作業用自動車仕様に全塗装 【詳細は特別仕様書のとおり】
- 納入場所：三浦市公用車駐車場（三浦市城山町1-91）
- 納入期限：令和6年10月18日
- その他：
 - 新型、新車であること。
 - 自動車重量税、自賠責保険料は含まない。
 - 入札額は、車両本体価格、装備及び付属品価格、代行費用等により算出し、入札額に、消費税及び地方消費税の額、法定費用を加算して契約を行うものとする。
 - 下記現行軽ダンプ1台について下取りし、入札価格に見込むこと。
 - 納車後の車検、法定点検については、原則として車両納入業者で受検すること。
また、オイル交換等車両整備に必要な消耗品の交換補充は、原則として車両納入業者による引取り対応を求める。
ただし、車検、点検の費用は見積書の徴収等適正な価格の確保を基本とする。
なお、車検、点検時等の車両引取り及び納車は納入業者により行い、料金は支払わないこととする。

・下取り車両

車名	スズキキャリー
登録番号	横浜 480 か 85-13
型式	EBD-DA63T
車体番号	DA63T-568022
自動車の種別	軽自動車
用途	貨物
車体の形状	ダンプ
年式（初年度登録）	平成20年6月
原動機の型式	K6A
乗車定員	2人
車両重量（総重量）	1,440kg
全長・全幅・全高	3,390mm×1,470mm×1,820mm
燃料の種類	ガソリン
走行距離	208,635 km（R6.4.8現在） 月平均約1,100 km
車検（有効期間の満了日）	令和6年6月28日
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・下取り車両は現状引渡しとし、車両の名義変更手続き、車両登録番号の抹消登録及び自賠責保険名義変更手続きは落札者自らが行ない、完了後に車検証の写しを提出すること。 ・下取り又は廃車手続き費用含む。 ・車両の運送については、落札者の責任のもと落札者の負担で行うこと。

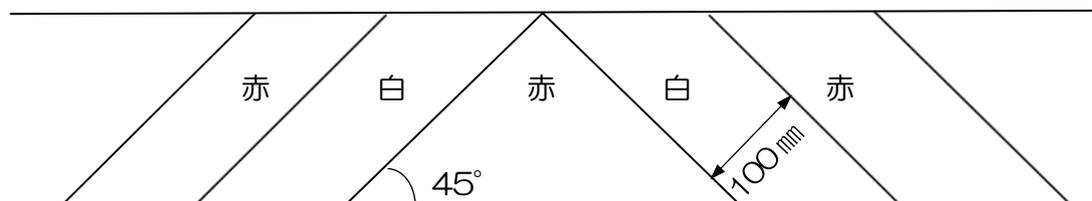
特別仕様書

1 車体の塗装について

- (1) 黄色（公団色）で全塗装する。（マンセル値2.5Y8.5/14類似色）
- (2) 車両前後及び側面に幅15cm程度の帯状の白色塗装をする。

車両左右両面の白帯内に「三浦市道路維持作業車」の文字及び左右前ドアに三浦市マーク「」を入れる。一文字100×100mm程度の黒色丸ゴシック体で、車両先頭より表示する（後ろ詰）。

- (3) 前部バンパー及び後部あおりは、赤白色のゼブラ模様塗色する。*下図参照



※車両後部の赤色部分は原則として反射テープとする（反射塗装でも可）。

2 ドライブレコーダーの取付けについて

- (1) ドライブレコーダー（コムテックDC-DR413または同等品）をアクセサリー電源から電源を取り、取付けること。
- (2) ドライブレコーダー用のSDカード（microSD32GB以上）は、取付けしたドライブレコーダーの要求する性能を満たすものを使用すること。

3 その他

- (1) 取付けを行う製品は、参考製品のもの又は同等以上の性能を満たすものとする。
- (2) 取付けを行う製品は、道路運送車両法等の関係法令に適合したものとすること。
- (3) 本仕様に記載されていない事項で、当然必要と思われるものについては装備し、この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。

4 車両イメージ

